

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年8月21日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年9月4日から同月24日まで縦覧に供する。

令和2年9月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 宝幢寺池地区	丸亀市産業文化部 農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 田村池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 聖池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 八幡地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 金丸地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 東部西村地区	〃